時価情報(第152期中(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで))

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	15-(7)			(:	単112 ・日万円)
			平成27年9月期	(平成27年9月3	30日現在)
			中間貸借対照表計上額	時価	差額
	国債		-	-	_
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるも	地方債		-	-	_
	短期社債		-	_	_
	社債		7,945	7,998	53
0	そ(の他	1,000	1,001	1
		外国債券	1,000	1,001	1
	小計		8,945	8,999	54
	国債		-	_	_
	地方債		-	_	_
時価が中間貸借対照	短期社債		-	-	-
表計上額を超えないもの	社債		960	956	△3
	そ(の他	-	_	-
		外国債券	-	_	_
	小計		960	956	△3
合計			9,905	9,956	51

2.その他有価証券	:				(単位:百万円)
			平成27年9月期(平成27年9月30日現在)		
			中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株式		2,814	1,820	994
	債券		128,420	126,152	2,268
		国債	59,540	57,979	1,560
中間貸借対照表計上		地方債	58,150	57,544	605
額が取得原価を超え		短期社債	-	_	_
るもの		社債	10,729	10,628	101
	その他		22,216	19,211	3,004
		外国債券	2,152	2,000	152
	小計		153,451	147,183	6,267
	株式		2,283	2,481	△198
	債券		293	293	△0
		国債	_	-	-
中間貸借対照表計上		地方債	_	_	_
額が取得原価を超えないもの		短期社債	-	-	_
		社債	293	293	△0
	その他		16	18	△1
		外国債券	_	_	_
	小計		2,592	2,793	△200
合計			156,044	149,977	6,066

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「そ の他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難 なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著し く下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認めら れないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とす るとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減 損処理」という。) しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当がないため行っておりま せん。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価 証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著し く下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合 理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、 期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安 値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の 内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場 合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失 を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見 込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成27年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(平成27年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成27年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差 額金の内訳は、次のとおりであります。 (単位:百万円)

		平成27年9月期(平成27年9月30日現在)
評価差額		6,066
	その他有価証券	6,066
	その他の金銭の信託	-
(△) 繰	正税金負債 正税金負債	1,944
その他有価証券評価差額金		4,121

時価情報(第151期中 (平成26年4月1日から平成26年9月30日まで))

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

			平成26年9月期	(平成26年9月3	0日現在)
			中間貸借対照表計上額	時価	差額
	国債		_	_	_
時価が中間貸借対照	地方債		_	-	_
	短期社債		_	_	_
表計上額を超えるも	社債		7,502	7,534	32
0	そ(の他	2,000	2,034	34
		外国債券	2,000	2,034	34
	小計		9,502	9,568	66
	国債		_	_	_
	地方債		_	_	_
時価が中間貸借対照	短期社債		_	_	_
表計上額を超えない	社債		2,340	2,328	△11
もの	その他		1,000	988	△11
		外国債券	1,000	988	△11
	小	t	3,340	3,316	△23
습탕	合計		12,842	12,885	43

2 その州方体証券

2.その他有価証券				(単	位:百万円)
			平成26年9月	月(平成26年9月30日現在)	
			中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株式		2,587	1,999	588
	債券		146,051	144,300	1,751
		国債	78,153	77,027	1,125
中間貸借対照表計上		地方債	50,856	50,301	554
額が取得原価を超え		短期社債	-	-	-
るもの		社債	17,041	16,970	70
	そ(の他	41,899	38,480	3,419
		外国債券	7,248	7,000	248
	小計		190,538	184,779	5,758
	株式		1,900	2,416	△516
	債券		582	583	△0
		国債	_	-	-
中間貸借対照表計上		地方債	_	-	-
額が取得原価を超えないもの		短期社債	_	-	-
		社債	582	583	△0
	その他		5,176	5,378	△201
		外国債券	5,176	5,378	△201
	小	t	7,659	8,377	△718
合計			198,197	193,157	5,040

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「そ の他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難 なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著し く下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認めら れないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とす るとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減 損処理」という。) しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当がないため行っておりま せん。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価 証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著し く下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合 理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、 期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安 値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の 内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場 合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失 を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見 込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成26年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(平成26年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

平成26年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差 額金の内訳は、次のとおりであります。 (単位: 百万円)

		平成26年9月期(平成26年9月30日現在)
評価差額		5,040
	その他有価証券	5,040
	その他の金銭の信託	-
(△) 繰延税金負債		1,782
その他有	価証券評価差額金	3,257

25 24